

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十四日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号ア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同号に次のように加える。

ウ 人事委員会の定める定期券を使用する場合 人事委員会の定める額

第十二条の二第二項第一号ア中「払戻金相当額」という。）の下に「又は人事委員会の定める額」を加える。

附 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。